

1. はじめに

このガイドラインは、学校法人法政大学教育学術情報ネットワーク利用規程第5条に定める遵守事項に基づき、皆さんが電子メールを利用する際に守るべき最低限のマナー及び注意事項をわかりやすく説明するために作成されたものです。

利用者は、このガイドラインの趣旨を十分に理解し、社会の一員として良識を持って電子メールを利用して下さい。

2. 通信の秘密の厳守

電子メールの送受信については、一般の郵便物同様基本的人権の一つである「通信の秘密」の保護が強く求められます。したがって、他人の電子メールの内容を勝手に見たり、本人の承諾を得ないまま電子メールの内容を他人に知らせたり（転送）することは許されません。

例えば、電子メールを打っている人の後ろから画面をのぞき込むような行為もしてはいけません。

通信の秘密を危うくするようなシステム上のトラブルを招く行為をすることは当然厳禁です。

3. プライバシーの保護

電子メールのやり取りの中で知ることのできた個人のプライバシーは、実社会でのプライバシー同様に保護されなければなりません。例えば、あるメーリングリストに参加して得られた情報を、本人の承諾を得ないでメーリングリスト参加者以外に知らせるようなことは絶対にしてはいけません。またメーリングリストに他人を無断で登録することも厳禁です。

4. 電子メールの内容について

電子メールは文字のみのやり取りで相手の顔が見えないため、トラブルが発生しやすいことが一般に知られています。言葉遣いには十分注意し、メールを出す前に必ず一度読み返すようにして下さい。誹謗中傷や名誉毀損行為、個人攻撃、不合理な差別発言等は絶対にしてはいけません。また卑わいな内容や相手を揶揄するような文章にも気をつけて下さい。

また、不快な内容のメールや挑発するようなメールを受け取っても、それにただちに反応するようなメールは賢明ではありません。一晩おいてもう一度相手のメールを読み返し、返事が必要ならば、気持ちを抑えて返事を書きましょう。

一度送信したメールは取り戻すことができません。送信して良い内容かどうか受け取る側の立場に立って読み返して下さい。

5. 電子メールにおける禁止事項

以下の行為はメールサーバに余計な負担をかけるだけでなく電子メールを利用している大勢の人に迷惑をかけることとなりますので、絶対にしてはいけません。行為の内容によっては、刑事犯罪あるいは民事訴訟の対象となり賠償責任を問われることがあります。また、電子メールは瞬時に世界中の何処へでも発信できる特性がありますので、日本国内法に触れなくても相手国の法律には低触する可能性があることにも留意して下さい。

(チェーンメール)

チェーンメール(chain mail)とは、複数の人に全文の転送を要請するメールのことです。代表的なものは“不幸の手紙”ですが、それ以外にも“こんな有用な情報があるので、皆に回覧して下さい”といった内容のものも含まれます。たとえ善意から発生したもので、チェーンメールはネットワークに多大な負荷をかけ、場合によっては機能を麻痺させてしまいます。また伝言ゲームのように途中でデマや間違いが入ってもわかりません。

チェーンメールは厳禁です。

(スパム・メール)

スパム・メールとは不特定多数の人を対象に、広告や嫌がらせのメールを発信することをいいます。メールを送る側は「良かれ」と思って送信しても、メールを受けた側にしてみれば「迷惑千万」なメールということもあります。スパム・メールはチェーンメール同様ネットワークに多大な負荷をかけ、かつまた無関係の人々に大きな迷惑をかけることとなりますので、絶対にしてはいけません。メールの内容や規模によっては訴訟対象となることもあり得ます。

(コンピュータウイルスに感染しているファイルの送信)

コンピュータウイルスに感染している、あるいはしているかも知れないファイルの送信・転送は許されません。故意に送った場合はもちろん、知らずに送信した場合でも法的責任を問われる場合があります。

6. 最後に

電子メールは便利なシステムですが、使い方を誤るとネットワークをダウンさせたり多数の人に迷惑をかけ、ひいては法的責任を問われる事態にもなりかねません。電子メールの場合も、実社会同様の倫理・良識を持って利用するようにして下さい。